

平成22年度第4回大和市総合計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成22年11月12日（金） 午後1時00分～午後4時35分
2 場 所 大和市役所本庁舎 5階 全員協議会室
3 出席者 委員8名（2名欠席）
4 傍聴人 2名

5 次 第

(1) 開会

(2) 議事

①基本目標1及び基本目標2に係る「めざす成果」の審議について

②前回の審議に係る「施策への提言」について

(3) その他

6 会議資料

資料1-1～1-5：「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート

資料1-1	2-2-3	子どもが様々な体験をしながら育っている
資料1-2	2-3-1	安心して子育てをしている
資料1-3	2-3-2	働きながら子育てができています
資料1-4	1-2-2	市立病院が地域の基幹病院としての役割を果たしている
資料1-5	1-3-1	お互いに助け合う地域の関係ができています

【議 事】

①基本目標1及び基本目標2に係る「めざす成果」の審議について

会 長：事務局より説明をお願いしたい。

事務局：資料1-1について説明。

（2-2-3 子どもが様々な体験をしながら育っている）

会 長：放課後子ども教室管理運営事業については、3校から19校に事業を拡大すると費用はどの程度変わってくるのか。教師の負担も増えることになるのか。

所管課：現在、3校で400万円程となっているが、全校実施となると3千万円を超える事業費が必要になってくる。しかしながら、この事業は、放課後の子どもの居場所の確保という性格から、学校には出来る限り負担のかからない方法で実施したいと考えている。

会 長：事業費用の内訳は、子どもを支援するため主に外部から人を雇う人件費ということか。

所管課：事業実施にあたっては、安全監理員と学習アドバイザーを、一回あたり4名から5名配置する。2時から5時までの3時間を基本として、準備を含めた4時間程度の人件費となっている。

委 員：放課後子ども教室管理運営事業と放課後児童クラブ事業との関係については、ど

の様になっているのか。双方の事業が実施されている学校の児童については、双方に参加することが可能となっているのか。

所管課 : 放課後児童クラブは、保護者の就労などを理由に児童を学校の教室を使って預かるという事業であり、放課後子ども教室を実施している3校についても放課後児童クラブは実施している。この3校については、放課後児童クラブの児童も、放課後子ども教室に参加している。

委員 : 放課後子ども教室を実施していない学校において、放課後児童クラブ事業を充実、強化することで、予算的な縮減を図ることはできないのか。

所管課 : 国においても両事業を、放課後子どもプラン事業として一元化や連携を図ることを進めている。しかしながら、両事業の展開にあたっては、放課後児童クラブが月曜日から土曜日まで毎日実施している一方で、放課後子ども教室は週に2日の実施であることから、未実施の曜日をどのように補っていくのかなどの課題があり、今後の検討が必要と考えている。

委員 : 自分が通学する以外の小学校の放課後子ども教室に通い、子ども同士が知り合うことができるのか。また、中学生のケアについても非常に大事なことから、放課後子ども教室を広げた異年齢の交流なども可能となっているのか。

所管課 : 学校の枠を超えた取り組みについては、少年洋上体験事業や、青少年育成事業におけるユースクラブの取り組みなどを実施しており、これらの中で異年齢の交流も図っている。また、夏休みの青少年センターでの活動に中高生のボランティアを募り、子ども達との交流を図っている。

会長 : 青少年センターにおける受益者負担の適正化は、青少年センターを利用する子ども達から利用料を徴収するということなのか。

所管課 : 子ども達からではなく、子ども達が学校に行っている空き時間などの一般利用について、料金徴収を検討するということである。

委員 : 小学生が学校に限定されない付き合いができるのかということと、中学生の居場所があるのかということについては、市内1館の青少年センターでは難しいと思われる。また、青少年キャンプや少年洋上体験なども大人が用意した体験であり、学校の枠を外した様々な広がりを持った青少年への取り組みというものはどの様になっているのか。

所管課 : 学校の枠を超えた取り組みについては、児童館が市内に22館あり、ここでは学校区にとらわれず、小学生も中学生も放課後に利用できるように設置している。青少年センターの様な施設については、財政的な負担もあって1館となっており、地域の子供達については、児童館の利用を中心に考えている。

委員 : 国の政策もあろうかと思うが、子どもの生活形態には様々なものがあり、放課後児童クラブや放課後子ども教室などを実施しても、利用できる児童には限りがある。小中学生などに対して一体何をさせたいのか、行政が関与すべき領域は何処までなのか、一度、整理をしないといけないのではないのか。

会長 : 子どもが自分の家を中心にアフタースクールの活動として、どの様な施設が何処にあり、どの様に選択すると、多様な生活体験ができるのかということが、わか

り難しいものになっている。大和市としては、子どもがどの様に育ってほしいのか。子どもにとって様々な体験をする場というものが整っているのかということが、最終的なアウトカムになる。その視点で事業を整理した時に、地域によっては沢山の施設を利用できる場所があったり、限定的な地域もあるかもしれない。青少年といっても、小学生と高校生では活動範囲が全く異なるので、小学生にとって有効な施設と考えるとかなり生活の場に近いく所にはないと有効に利用できない。高校生になるとかなりの移動が可能となるので、ユーザー側の状況を踏まえて一度整理してみる必要がある。

委員：子ども会連絡協議会の役割や、母親クラブ連絡協議会の活動内容はどの様になっているのか。母親クラブ連絡協議会に関しては、母親に限定することなく、男女あわせて子育てに取り組む親としてどの様に対応したらよいのかなど、考え方を転換してもよいのではないかと。また、子ども会の組織率は、どの様になっているのか。

所管課：子ども会連絡協議会に加盟している団体は44団体あるが、子ども会の組織率については、子ども会連絡協議会には加入せず、自治会単位で組織している子ども会もあるため、正確な数字は不明である。母親クラブについては、市内4ブロックで活動しており、内容としては乳幼児を抱えた母親に対して、子育てを終了した母親たちが様々な子育ての支援活動や交流を行っている。

委員：それぞれ重要な活動を行っているとは思いますが、様々な子育て支援の事業があるなかで、何故、これらの団体には補助金を支出しているのか。ほかの団体との違いは何処にあるのか。市民にとってもう少し明確になるとよいのではないかと。

委員：子ども達はこれらの取り組みを望んでいるのか。また、学校現場などから行政ではこういうところを手伝って欲しいなど、様々な意見を踏まえたうえでこれらの事業が展開されているのか。

所管課：中学生、高校生に対してこの様な事業を展開しているのは、青少年にとって社会参加が必要なものと考えており、ボランティア活動を通して自立心を持つことを期待している。確かに、これらの事業を子ども達が望んでいるのかということについては非常に難しい問題であるが、中学校での部活動においても現在ではボランティア部というものがあり、このような活動を広げていくうえで行政の関与は重要なものだと考えている。

委員：県の教育委員会においてもボランティア活動を推進しており、そちらの取り組みをうまく活用して子ども達の社会参加や地域参加を図れば、それ程の財政投資をすることなく、大和市としてより効果的なことができるのではないかと。また、子ども達にとっても参加しやすい環境になると思われる。

委員：大人達が子どもたちのために行うことで、少しでも良くなるかという議論だけでなく、子ども達自身の社会参加ということを見ると、子ども達が市民として自ら街づくり体験ができるような活動の場があるとよいのではないかと。その際には、何かの後ろ盾がないと子どもの意見は取り上げられにくい面もあることから、たとえば子ども権利条例など制定することも非常に有効なことであると考え

る。

- 会 長 : いずれにしても、子どもの目線というものが非常に重要であり、少子化の中で従来からの体制を子どもの目線で見直してみる必要がある。また、これまでの施策は世代割で横の連携を重視してきたものであることから、地域の中での世代間交流など縦に繋ぐ施策というものを今後は考えていくことが重要になっていくと思われる。
- 委 員 : 社会との関わりにおいてボランティア活動というものを重要なものと捉えているとすると、総合計画の掲載指標に掲げられているものでは計りきれていないように思われる。
- 委 員 : めざす成果の進行管理として計るべきものはアウトカムであり、現状掲出されているアウトプットの指標や数値では評価が難しい。資料の作成にあたっては、その辺りについての配慮を事務局にお願いしたい。また、費用対効果に対する議論を中心に進めることで、多少なりとも効率的な審議になるのではないかと。
- 会 長 : 施策への提言を行うにあたっては、全体を通してアウトカムをどの様実現するのかという観点から、アウトプットや施策の展開を見ていく必要がある。
- 委 員 : 放課後子ども教室については、全校実施という目標の中で、委員からも様々な意見が出てくるように、もっと市民の理解を得る必要がある。また一方では、費用対効果を重視するのではなく、モデル実施として事業に取り組み、その効果を検証しつつ、成果を市民に公開し、賛同を得ることも重要だといえる。
- 会 長 : やはり、子どもの目線というものが非常に重要であり、行政としてどこまでカバーするのか、家庭、学校は何処までカバーするのかということをキチンと切り離して検討していく必要がある。また、市独自で実施している事業については、柔軟な展開を図っていくことが重要である。

-
- 会 長 : 事務局より説明をお願いしたい。
- 事務局 : 資料1-2について説明。
(2-3-1 安心して子育てをしている)
- 会 長 : 質問、意見等はいかがか。
- 委 員 : 小児医療の助成枠の拡大によって対象者は倍増しているが、受診率が上がったなどの効果についてはどの様になっているのか。
- 所管課 : 事業開始が7月ということもあり、具体的な成果を図るまでには至っていないが、受診状況から推察すると、影響は少ないものと思われる。
- 委 員 : 医療費の支払い事務の迅速化については、具体的にどの様なことが期待されているのか。
- 所管課 : 国保連合会から社会保険支払基金に事務委任を変更することで、コストは高くなるものの、審査の迅速化や精度の向上が図られるものである。しかしながら、大和市が単独にということではなく、神奈川県全体として足並みをそろえていくことも勘案しているところである。

- 委員：家庭児童相談事業については、初期対応として実施している相談事業の拡充を図ることは評価できるが、相談を経た後、困難家庭に対する養育支援訪問事業を実施すると考えると、年々、事業費も増額しているものの、これだけ対象家庭が増えているという状況において、すべての家庭に対して対応しきれていないようにも聞く。どの様な状況になっているのか。
- 所管課：各家庭を訪問して行う養育支援訪問事業は、母子保健の事業として新生児を訪問する事業を通じて抽出された、育児に不安感、負担感のあると思われる家庭を訪問し、児童虐待の防止などに努めるものである。一方、家庭児童相談事業は、市の家庭児童相談室に来所された方の中から、子育て支援を必要とする方々に対して子育て家庭支援事業に繋げていくことなどを中心に展開している事業であり、両者の取り組みが一連のものになっているわけではない。
- 委員：家庭児童相談事業、養育支援訪問事業のいずれについても、より拡充する必要があると考えるが、充足率を含めてどの様な展開を考えているのか。
- 所管課：養育支援訪問事業については、実態にあわせて事業費を設定しており、サービス提供に対して予算上で枠をはめているということは無い。今後も実情にあわせて事業展開を図っていく。また、協働事業として実施している子育て家庭支援事業については、潜在的なニーズはまだまだあると考えており、市を実施主体とするファミリーサポート事業への移行について検討を行っている。
- 委員：保護者が日本語に堪能でない外国人の場合の支援に関し、どの様な対応になっているのか。
- 所管課：確かに大和市には多くの外国籍の方が在住しているが、そこに焦点を合わせた事業を展開しているわけではない。個々の事業の中で、しおりやパンフレットを作成したり、複雑な問題については通訳を付けるなど個々に対応している。
- 会長：就学助成をする場合などの経済的支援についても、市民としての登録がある外国人に対しては区別なく実施されているのか。
- 所管課：就学援助については、市内の学校に通うすべての児童生徒を対象としており、外国籍の方も日本の方も同等に対応している。特に外国籍の方々に対しては、お知らせに際して通訳を付けるなど、就学援助の申請に遺漏の無いように努めている。
- 委員：経済的負担として一番大きい問題は塾に通う費用や私立学校に通う費用だと思われるが、その様な状況を招いてしまうのは公立学校での教育内容によるものであると思う。経済的負担の軽減といった場合、その辺りについて精査を行うことなく論じることはできないと思われる。また、一芸に秀でた者を伸ばす教育というものがないように感じられるので、今後の取り組みを期待したい。
- 委員：母子等福祉資金支給事業や母子家庭等自立対策支援事業などは、投入事業費のわりには実績があがっていないが、どの様になっているのか。
- 所管課：母子家庭等自立対策支援事業については、国の要綱を受けて各市が取り組んでいるもので、母子家庭の母親が資格取得を目指す際に資格の種類により月額であったり、支出経費に対して一定割合で補助を行うものであったり、事業費の拡大は実績見込み件数が増加していることによる。また、母子等福祉資金支給事業につ

いては、県の融資制度に対するつなぎ融資の性格を持つもので、県制度の変更に
よりその必要性が低下したことに伴い申請件数が減少しているものである。

会 長 : つどいの広場事業の事業費については、大型ショッピングセンターの中に施設を
設け、そこで雇う人員の人経費と理解してよいか。また、主な事業内容について
は、どの様なものか。

所管課 : つどいの広場事業については、2か所の大型ショッピングセンターの中に賃借料
を無償で設置しているもので、事業実施についてはいずれも NPO 法人に委託し
ている事業である。ご指摘のとおり、委託料の内容については人件費が主なもの
となっている。事業の内容としては、施設を訪れる母親などが子育てに関する情
報交換を行うとともに、研修会や講演の開催、子どもの歯科検診などを実施して
いる。

会 長 : この項目については、他の施策に比べて投入されている予算が大きく、応分の負
担というものについて、どの様に考えていくのかが重要になるものと考えられる。
予算の編成にあたって、様々な工夫を検討していただきたい。

会 長 : 事務局より説明をお願いしたい。

事務局 : 資料1-3について説明。
(2-3-2 働きながら子育てができています)

会 長 : 質問、意見等はいかがか。

委 員 : 喫緊のテーマは、子どもを預けたいが保育園の定員は一杯で預けられない状況に
ある。一方では、幼稚園は閉園になってしまうものが出てくるなど、幼保一元化
と言いながら問題が一向に解決していないことに関し、どの様な原因があるかと考
えているのか。文部科学省と厚生労働省との縦割り行政による弊害があることも
十分予想されるが、実際の事業を実施する基礎自治体としての課題について伺い
たい。

所管課 : 縦割り行政の弊害については、幼稚園での教育と保育園での保育とでは、制度上
で様々な違いがあり、解決するのは非常に難しいと感じている。

委 員 : 市内に幾つか保育園が新設されるとのことだが、設置者は社会福祉法人によるも
のか、行政自らが直営するのか、どの様になっているのか。運営主体によって、
保育料等に差は出るのか。

所管課 : 大和市においてここ数年新設されるものにあっては、民設民営となっている。そ
のうち、ほとんどが社会福祉法人であるが、今年の10月に開設された1園につ
いては、株式会社となっている。保育料については、運営主体によらず認可保育
施設の保育料を市が設定しており、各園での差異は無い。

会 長 : 幼稚園で実施している預かり保育に対する支援策の検討とは、どの様なことなの
か。

所管課 : 幼稚園で実施している預かり保育については、現状では補助を行っていないこと
から、今後、補助について検討していこうということである。

- 委員：認可保育園と認定保育園での保護者の負担に差異がありすぎるのが問題であり、子どもが等しく、認可保育園に通うことと同様なサービスを受けられれば待機児童の問題は解消されると思う。その様な要望について、県や国などに行ったことはあるのか。また、休日保育事業を縮減とのことだが、ニーズが減ったことによるのか、制度上の問題なのか、どの様なことか。
- 所管課：経済的支援策など具体的な国への働きかけは行っておらず、国による一連の保育制度の改革の流れを注視している状況である。また、休日保育事業の縮小の検討については、実績も伸び悩んでおり、費用対効果を考え、実施手法について検討するということである。ニーズが下がっていることに関しては、確かに利用し難い制度となっていることや、既にどこかの認可保育園の園児でないと利用できないということに原因があると捉えている。今後の検討手法の一つとして、現状の利用実績であれば、ファミリーサポート事業などに取り組むことで十分ニーズをカバーできると考えている。
- 委員：休日における保育ニーズは非常に高いものがあると思われる。事業の廃止縮減を検討する場合に、費用対効果ばかりでなく、十分にその受け皿となる取り組みを検討したうえで実施することは評価できる。その他の場合についても、同様な視点で取り組んでほしい。国などへの要望などについても、声を挙げていていただきたい。
- 委員：働きながら子育てができるとは、どの様な勤務形態の人を想定しているのか。様々な勤務形態があるなかでは、きちんと整理して事業に取り組みないと特定の人のためだけの施策になってしまう危険性がある。
- 会長：確かに、就業形態が非常に多様化している中であって、どの様なサービスを提供していくのか、すぐに対応することはできなくとも、今後の課題と考える。
- 委員：若い世代が1人の収入だけでは子育てや家庭生活が営めない実情にあるようにも思われるので、共働きをしながら子育てをしていくことなどが制度として位置づけられることが適当であると考えます。
- 会長：子どもにとっても最大満足で、親にとっても最大満足となるアウトカムが実現することが理想である。その意味では、準備作業としては非常に時間のかかることだと思うが、沢山の事業がある中で、ニーズにうまくマッチングしているか、過不足は無いのかを判ると、審議会での議論が効率的に行えると思われる。
- 委員：企業内保育として補助を受けて展開している保育園は、あくまで企業内保育園としてしか運営できず、運営に余裕があった場合でもそれを地域に開放することができない制度になっている。これは、企業の地域貢献を考えた場合に、非常に不合理なことである。待機児童の解消のためにも、市として制度改革について声を発し、企業を積極的に利活用していくべきだと思う。
- 会長：すぐには出来ないことかもしれないが、国や県に要望書を出していくということも含め、今後の検討課題としていただきたい。
-

- 会 長 : 事務局より説明をお願いしたい。
- 事務局 : 資料1-4について説明。
(1-2-2 市立病院が地域の基幹病院としての役割を果たしている)
- 会 長 : 紹介率というのは、基幹病院である市立病院で診断を行い、以後の継続診療を地域の病院に任せるといった意味か。
- 所管課 : ここに掲げている紹介率は、市立病院に掛った患者のうち、どれだけの方が地域の病院から紹介状をお持ちになったかというもので、地域の医療機関と市立病院とが、どの程度連携を図れているのかを計る指標として設定している。市立病院に通院中の患者の症状が安定してきたことによって、地域の医療機関に紹介のうえ、その後の診療をお願いする場合は、逆紹介率と呼んでいる。数年前から「かかりつけ医」を持つことを厚生労働省も推奨しており、診療所と病院の役割分担の中で、地域の医療機関から市立病院が信頼される医療機関としてあり続けるために、市立病院に紹介いただける患者の数が増えていくのが一つの指標になると考えている。
- 委 員 : 医療資源の有効利用という観点から、比較的症状の軽い患者は地域の診療所で診察し、設備の充実している市立病院などは入院を中心に診療を行うために市立病院での外来患者についてどの程度紹介状をお持ちになるのかということが指標となっている。
- 所管課 : 医師の数に限りがある状況では、地域の中で包括的に診療を行うとの観点からそれぞれの役割を分担し、お互い助け合って医療を支えていこうということ。小児医療や周産期医療などの不採算部門と言われるような診療科目については、なかなか民間病院では担いにくい面があることから、市立病院において担っていくということも意図している。
- 委 員 : 市民に対し保健指導等の広報活動を行っているとのことだが、市立病院で受診していない市民に対してはどの様に行っているのか。
- 所管課 : 広報やまともに市立病院の専門医が保健指導のコラムを掲載しているほか、広く市民を対象に成人病の予防などの講演会を年1回開催している。
- 会 長 : 市立病院があることによって、大和市民が他の市立病院を持たない市の市民よりも安心感を持っているかということが気になるところであるが、あまり違いがあるようには思われない。
- 委 員 : 一般会計からの補助金は年間どの程度繰り入れられているのか。
- 所管課 : 22年度16億円程度である。安心感という点については、近隣市の方々からは、市内に小児の入院できる病院があることなどを羨ましいと言われることもあり、行政としては安心感に繋がっていると考えている。
- 会 長 : 市立病院の利用にあたっては、市民かそうでないのかということにおいて、差異はあるのか。
- 所管課 : 通常の保険診療においては差異は無い。入院の際の室料差額や、分娩介助料などについては差異がある。
- 委 員 : 市立病院で緊急性の高くない人間ドックの事業を実施する必要性は、どの程度あ

- るのか。市立病院においては、緊急性の高い診療に特化することの方が必要性も高く、人間ドックなどは民間の医療機関などに委ねていく方が良いのではないかと。
- 所管課 : 大和市中に人間ドックだけを専門とする医療機関は無く、それぞれの医療機関が相応に担っているという状況である。また、疾病予防との意味からも事業実施の必要性はあるものと考えている。
- 委員 : 市立病院に診療科があるにもかかわらず、他の病院に転送されるような場合はあるのか。
- 所管課 : 当直を担当する外科系の医師などについては、その専門性や患者の重症度によっては他の医療機関を紹介する方が適当な場合もあり、また、救急搬送が重なった場合などは、やはりすべてを受け入れることが難しく、他の医療機関にお願いする場合はある。

-
- 会長 : 事務局より説明をお願いしたい。
- 事務局 : 資料1-5について説明。
(1-3-1 お互いに助け合う地域の関係ができています)
- 会長 : 質問、意見等はいかがか。
- 委員 : 収納率についての説明があったが、国民健康保険の話ということでよいのか。また、国民年金についてはどの様になっているのか。
- 所管課 : 収納率については、国民健康保険の話である。国民年金については、年金事務所が徴収しているため、具体的な収納率は不明である。
- 委員 : メタボ健診の受診率について、大和市は神奈川県の中においてどの様な状況になっているのか。
- 所管課 : 県内の平均受診率が20%程度となっているが、概ね10位以内である。
- 会長 : この施策に繋がる人間ドックの助成事業というのは、市立病院での取り組みとは別に、いずれかの医療機関で受診した場合の補助事業ということか。
- 所管課 : 市立病院を含め、市内の6医療機関で受診された場合について、その費用の助成を行うものである。
- 委員 : 国民健康保険税の未納分というのは、金額的にはいくらぐらいになっているのか。また、未納分を原因として、国民健康保険税額がどの程度上昇しているのかということを広報しているのか。差異抑え件数については、どの程度か。
- 所管課 : 未納額については、21年度決算で収納済額約61億円に対して、過年度累積で40億円程度である。このうち現年度分は約10億円である。また、広報については行ってない。差異抑え件数は、昨年度の11カ月分で397件となっている。
- 委員 : 県内の平均収納率はどの程度になっているか。また、未納分の内容としては、払わないのか、払えないのかを把握しているのか。
- 所管課 : 20年度の実績で、市町村平均87.29%となっている。未納については、基本的に払わないのではなく、経済的理由などから払えないものであると認識して

いる。

委員 : 払えない人については、減免制度等があるかと思われ、実際未納になるものは払わないことによるのではないか。

所管課 : 確かに、未納のまま転出されてしまう方などで、払われないものもある。

②前回の審議に係る「施策への提言」について

会長 : 事務局より説明をお願いしたい。

事務局 : 前回までの意見の要旨について説明。

会長 : 進行管理シート毎に提言案を埋め込んでもらったものを再度送付してもらい、全体を通して確認したい。そのうえで、期限を区切って各委員にコメントを求めることとしていただきたい。その際、各委員から頂いた意見についての最終調整は、事務局と私の方にお任せいただくということでよいか。

各委員 : 了承した。

【その他】

事務局 : 次回の開催日は、来年1月20日(木)午後2時に開催したい。

各委員 : 了解した。